

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年2月16日)

〔件 名〕

- 1 大気自動測定器売買契約に係る損害賠償請求の裁判の状況について  
(水・大気環境課)・・・1
- 2 産業廃棄物管理型最終処分場の福井水源地影響調査結果等に係る地元説明  
について  
(循環型社会推進課)・・・2
- 3 アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム・プレイベント  
の実施について  
(緑豊かな自然課)・・・7
- 4 関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の見直しについて  
(緑豊かな自然課)・・・8
- 5 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正に係るパブリックコメント  
の実施結果について  
(砂丘事務所)・・・9
- 6 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果  
について  
(くらしの安心推進課)・・・10
- 7 平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメント  
の実施について  
(くらしの安心推進課)・・・11

生活環境部



# 大気自動測定器売買契約に係る損害賠償請求の裁判の状況について

平成27年2月16日  
水・大気環境課

県が購入した大気自動測定器の売買契約に係る損害賠償請求の裁判について、控訴審判決が確定したので報告する。

## 1 経緯

- (1) 平成18年に県が購入した大気自動測定装置(契約金額:4,410,000円)について、談合の結果、県に損害が生じたとして、東亜ディーケーケー株式会社を被告として提訴(平成24年5月23日)し、鳥取地方裁判所から判決(平成26年7月23日)が出された。
- (2) この第一審判決を不服とし、東亜ディーケーケー株式会社は、広島高等裁判所に控訴(平成26年8月4日)し、県も附帯控訴(平成26年8月7日)した。
- (3) 平成27年1月19日に判決が出され、上告期限(平成27年2月4日)までに双方が上告しなかったため、この控訴審判決が確定した。

## 2 控訴審判決の概要

### 【控訴審判決の主文】

- (1) 控訴(東亜ディーケーケー株式会社)及び附帯控訴(県)をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は被控訴人の各負担とする。

### 【参考：第一審判決の主文】

- (1) 被告(東亜ディーケーケー株式会社)は、原告(県)に対し、金1,443,584円(注:契約金額の32.7%)及びこれに対する平成19年1月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

## 3 県の主張

適正価格を、前後理論(平成20~22年度の3年間に全国で実施された同機種を購入に係る平均落札価格)により算定し、契約金額との差を損害額(2,653,431円)として主張。

## 4 被告の主張

適正価格を、類似の談合事件で東京高等裁判所の和解案の算定結果を準用し、契約金額との差を損害額(840,000円)として主張。

## 5 他の都道府県の状況

- (1) 裁判外の和解: 契約金額の10%(東京都)、20%(大阪府、外6)
- (2) 裁判上の和解: 契約金額の15%(埼玉県)、20%(三重県、外8)  
契約金額の25%(岐阜県、静岡県)  
契約金額の30%(石川県、外4)
- (3) 判決(確定): 契約金額の22.8%(群馬県)
- (4) 控訴審係争中: 岡山県

# 産業廃棄物管理型最終処分場の福井水源地影響調査結果等に係る地元説明について

平成27年2月16日  
循環型社会推進課

産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」）の整備において、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）が実施している福井水源地への影響調査結果等について、地元自治会へ説明したので報告する。

## 1 地元説明会の開催

センターと環境プラント工業（株）（以下「環境プラント」）は、福井水源地影響調査結果を関係自治会へ説明した。併せて、県からは、塩川ダイオキシン類調査結果（12月実施分まで）について報告した。説明会には米子市も参加した。

### (1) 説明日程等

○1月24日 西尾原（23名） ○1月27日 上泉（6名）  
○2月1日 福平（5名） ○2月3日 小波浜（20名）  
※下泉と小波上は、自治会の希望で調査結果資料を回覧。

### (2) 説明概要

センターが、「福井水源地影響調査の結果について」（別紙）により説明した。説明した調査結果の概要は次のとおりである。

#### 【 福井水源地影響調査結果概要 】

##### < 地下水流向調査 >

事業計画地直下の地下水は、北北東方向に位置する福井水源地とは異なった「北～北西」方向に流れている。

##### < 地下水水質調査 >

事業計画地直下の地下水と福井水源地の地下水の特徴は明らかに異なっており、それぞれの供給源（水脈）が異なるものと考えられる。

##### < 結論 >

「地下水流向調査」、「地下水水質調査」の結果から、事業計画地を通る地下水は福井水源地に影響しない。

##### < 専門家の意見 >

今回実施された調査手法・結果は適切に立案・実施されており、これらの調査結果を総合的に評価した上で「福井水源地に影響する可能性は否定できる。」と結論付けていることは、妥当なものであると評価できる。

なお、事業計画地の下流に位置する小波上の泉については、水質調査の結果から事業計画地とは涵養源が異なるものと示唆されているが、利用者の安心を確保するため継続したモニタリング調査を実施することが望ましい。

### (3) 主な意見等

#### ○福井水源地影響調査結果について

・福井水源地へは影響ないのはわかったが、小波上の泉に影響があるのではないかと。

#### ○長期間の事業に対する管理運営体制について

- ・埋立が終わっても、100年後にどうなるかわからない。
- ・何年先でも将来、何かあった時に責任を持つと誓約書を書いて欲しい。
- ・何十年とかかる事業なので、地元の要望も踏まえきちんと調査をして欲しい。
- ・孫、曾孫までの事業であり、民間企業では不安なので、逆に、センターが設置運営したほうが他の自治会も安心するのではないかと。
- ・塩川ダイオキシン類調査は、継続して調査を行っていただきたい。

#### ○施設の安全性について

- ・電気漏洩検知システムが正常に検知するか実物で確認して欲しい。
- ・熊本県のようなクローズド・無放流の施設の検討も必要ではないかと。

#### ○その他

- ・処分場は必要なものだとして理解するが、イメージがよくない。イメージが良くなるよう啓発するべきではないかと。
- ・県が主体となってスピーディーに事業を進めて欲しい。

## 2 現在の検討状況

現在、環境プラントとセンターは地元の意見を踏まえ、事業計画の最終点検及び今後の進め方等について調整を行っている。

## 福井水源地影響調査の結果について

(公財) 鳥取県環境管理事業センター

今年度、鳥取県環境管理事業センターでは、地元の皆様からの御意見を踏まえ、淀江産業廃棄物最終処分場計画地直下を流れる地下水の福井水源地への影響について調査を行ってきましたが、この度、調査が完了いたしましたので、その結果について御報告いたします。

## 1 調査概要

○福井水源地への影響を確認するため、「地下水流向調査」、「地下水水質調査」を以下のとおり実施しました。

## (1) 地下水流向調査

・今回新たに最終処分場計画地周辺の2地点(ボーリング No.1、ボーリング No.2)でボーリング調査及び現場透水試験を行い、既設の一般廃棄物最終処分場下流観測井戸を加えた3地点において湧水圧試験を実施し、得られたデータより地下水流向を求めました。

## (2) 地下水水質調査

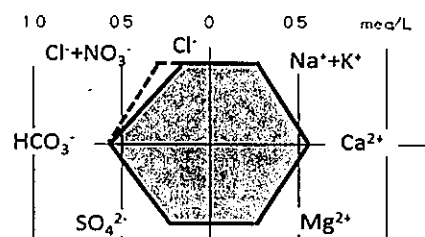
・地下水の類似性を確認するため、上記(1)の3地点に加え、福井水源地、近傍湧水地(小波上の泉)の5地点で地下水を採水し、カルシウムイオンやマグネシウムイオンなど地下水の主要な8成分の分析を行い、地下水の特徴について検討(ヘキサダイアグラムを用いた検討)を行いました。

・また、地下水水質の環境基準項目について、既存データのない3地点(ボーリング No.1、ボーリング No.2 及び小波上の泉)で調査を行いました。

## 【ヘキサダイアグラムとは】

地下水等の水質の特徴を把握する手法の一つで、地下水に溶解している各種イオン濃度から水質を分類するものです。

一般に同水脈の各地点におけるヘキサダイアグラムは同様の形状を示すとされています。



## 2 調査内容

## (1) 地下水流向調査

調査期間 5月31日～8月12日

調査項目 ボーリング調査により地層構造を確認(2本、各50m)

ボーリング孔を利用し、次の試験を実施

- ・標準貫入試験を行い各地層の強度を確認(計55回)
- ・現場透水試験を行い各地層の透水性(水の通しやすさ)を確認(計34回)
- ・湧水圧試験を行い湧水圧(地下水頭)を確認(3地点:ボーリング孔のほか一般廃棄物最終処分場下流観測井戸でも観測)

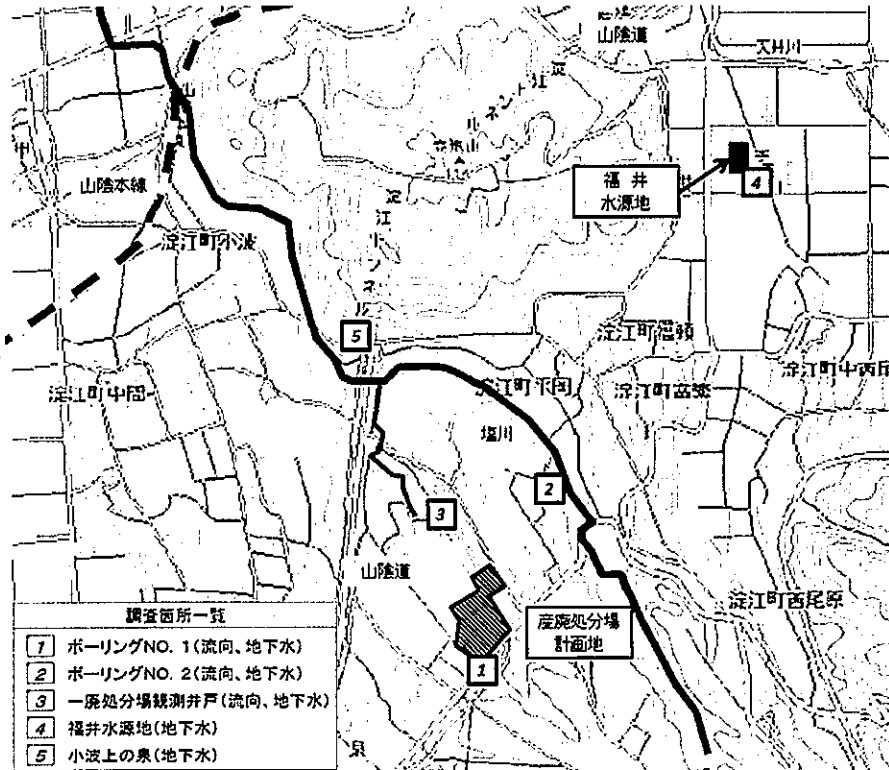
## (2) 地下水水質調査

採水時期 6月25日、10月29日

採水場所 ボーリング No.1、ボーリング No.2、一般廃棄物最終処分場下流観測井戸、福井水源地、小波上の泉、(天の真名井、本宮の泉は参考として実施)

調査項目 ヘキサダイアグラム8項目(カルシウムイオン、マグネシウムイオン、カリウムイオン、ナトリウムイオン、塩化物イオン、硫酸イオン、硝酸イオン、炭酸水素イオン)、地下水水質の環境基準32項目(3地点:ボーリング No.1、ボーリング No.2 及び小波上の泉)

【 調査位置図 】



3 調査結果

(1) 地下水流向調査

○新規ボーリング2地点で計測した各地層の透水係数は次のとおりです。

〈現場透水試験結果一覧〉

地層	透水係数 (cm/sec)
火山灰層2	$4.61 \times 10^{-6} \sim 4.88 \times 10^{-5}$
砂れき層2	$2.99 \times 10^{-6} \sim 1.34 \times 10^{-4}$
火山灰層1	$5.81 \times 10^{-5}$
砂れき層1	$4.44 \times 10^{-6} \sim 1.46 \times 10^{-3}$

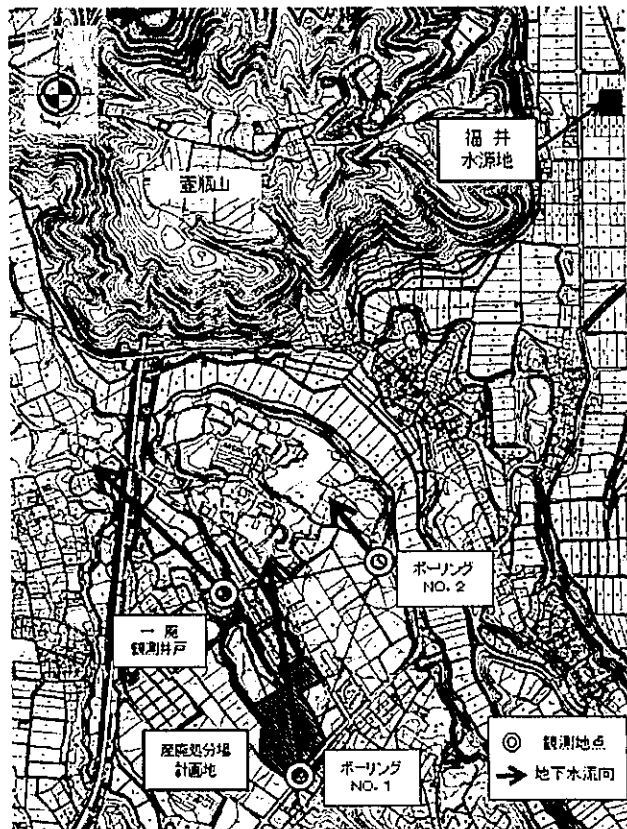
○湧水圧試験で確認した3地点の湧水圧(地下水頭)は次のとおりです。

〈湧水圧試験結果一覧〉

観測地点	湧水圧(標高)
ボーリングNo.1	23.0m
ボーリングNo.2	16.0m
一廃下流観測井戸	11.4m

○今回計測した地盤の透水係数、湧水圧(地下水頭)から観測点間の流速を算出し、これらをもとに各観測地点の地下水流向を求めたところ、右図のとおり「北～北西」に流れていることが確認できました。

【地下水流向調査結果】



⇒事業計画地直下の地下水は、北北東方向に位置する福井水源地とは異なった方向に流れています。

(2) 地下水水質調査

○各調査地点の地下水測定結果は次のとおりです。

〈水質調査結果一覧〉

成分濃度 (mg/L)		①B-NO.1	②B-NO.2	③一廃観測孔	④福井水源地	⑤小波上の泉
カルシウムイオン	Ca <sup>2+</sup>	8.3	9.2	10.0	15.6	15.6
マグネシウムイオン	Mg <sup>2+</sup>	3.8	3.8	5.3	8.6	8.4
カリウムイオン	K <sup>+</sup>	1.0	2.4	3.1	4.7	4.6
ナトリウムイオン	Na <sup>+</sup>	13.0	17.0	13.0	17.0	16.0
塩化物イオン	Cl <sup>-</sup>	15.0	15.0	14.0	27.0	20.0
硫酸イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	4.6	3.4	5.5	6.5	17.0
硝酸イオン	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	18.0	36.0	5.8	2.5	2.9
炭酸水素イオン	HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	44.0	33.0	62.0	100.0	83.0

○ヘキサダイアグラムで各調査地点を比較すると次の特徴が見られます。

〈地点①～③〉

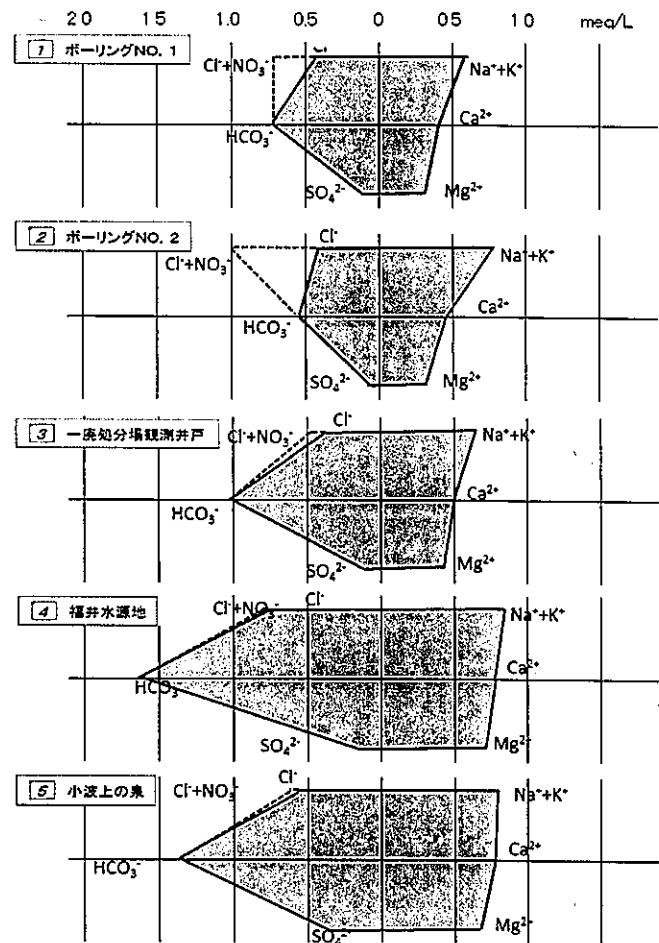
○地点①～③は、ヘキサダイアグラムの面積が小さい(=溶存物質濃度が低い)。  
 ○地点①・②は、硝酸イオン濃度が高く地表(農地等)の影響を受けていると考えられる。  
 ↓  
 ◎事業計画地直下の地下水は、供給源が近傍にあると考えられる。

〈地点④・⑤〉

○地点④・⑤は、ヘキサダイアグラムの面積が大きい(=溶存物質濃度が高い)。  
 ○また、炭酸水素イオン(HCO<sub>3</sub><sup>-</sup>)濃度も比較的高く、地下水が長い時間かけて地下を流れているものと考えられる。  
 ↓  
 ◎事業計画地直下のものと比較し、供給源が遠くにあると考えられる。

○以上のように、「事業計画地直下」と「福井水源地」の地下水はヘキサダイアグラムの特徴が明らかに異なっており、それぞれの供給源(水脈)が異なるものと考えられます。

【ヘキサダイアグラム】



○また、今回調査を行った3地点(ボーリング No.1、ボーリング No.2、小波上の泉)の地下水水質の環境基準項目の調査結果は、いずれの地点も基準値を下回っていました。

#### (4) 結論

○「地下水流向調査」、「地下水水質調査」の結果から、**事業計画地を通る地下水は福井水源地に影響しないことが確認**できました。

○なお、調査の結果については地下水の専門家に確認していただいています。

##### 【 岡山大学 西垣教授のコメント 】

今回実施された調査手法・結果は適切に立案・実施されており、妥当なものであると評価できる。これらの調査結果を総合的に評価した上で「福井水源地に影響する可能性は否定できる。」と結論付けているが、妥当なものであると評価できる。

なお、事業計画地の下流に位置する小波上の泉については、水質調査の結果から事業計画地とは涵養源が異なるものと示唆されているが、利用者の安心を確保するため継続したモニタリング調査を実施することが望ましい。

##### 【 参考：淀江最終処分場における漏水対策 】

処分場の整備にあたっては、埋立地内の浸出液等が外に漏れだして地下水を汚染することのないよう、国の基準を上回る遮水工の設置に加え、電気漏えい検知システムを導入、観測井戸による定期的なモニタリング等の多重の安全対策（マルチバリア）を行い万全の対策を講じます。

なお、事業計画地の下流に位置する小波上の泉についても、利用者の安心を確保するため事業開始後は処分場観測井戸と共にモニタリング調査を実施する予定です。



# アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム・イベントの実施について

平成27年2月16日  
緑豊かな自然課  
観光戦略課

今年9月のアジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）山陰海岸シンポジウムの開催を控え、気運醸成を図るため、鳥取環境大学が中心となって、イベントとしてシンポジウムを開催する。

## 1 開催時期・会場

- (1) 日時 平成27年3月7日（土）～8日（日）
- ・ 3月7日（土） 10時～17時
  - ・ 3月8日（日） 9時～17時

- (2) 会場 鳥取環境大学（鳥取市若葉台北1-1-1） 大講義室・多目的ホール（予定）など

2 主催 鳥取環境大学

3 協力 鳥取県、鳥取市、岩美町、山陰海岸ジオパーク推進協議会

4 全体テーマ 「ジオパーク：知識と経験の共有」

## 5 内容

### [3月7日（土）]

(1) ワークショップ（場所：多目的ホール）

- ・ テーマ「ジオパークの考え方」
- ・ ジオパーク活動の3つの柱（保全・教育・地域振興）についてのワークショップを開催

(2) シンポジウム（場所：大講義室）

#### ①開会式

#### ②基調講演

- ・ イリアス・バリアコス氏（レスボス島ジオパーク、レスボス自然史博物館、山陰海岸と姉妹提携）
- ・ 目代邦康氏（日本ジオパーク委員会委員、公益財団法人自然保護助成基金）  
「湿潤変動帯における持続可能な開発のための教育」

#### ③日本のジオパークにおける教育とその課題

- ・ 梶原宏之氏（阿蘇たにびと博物館）「阿蘇ジオパークにおける地域デザインと博物館教育活動」
- ・ 柚洞一央氏（室戸ジオパーク、地理専門員）「地域住民と行政が共に運営するジオパークを目指して」

#### ④ジオパーク学習及び実践の成果報告

岩美高校、室戸高校（高知県）、鳥取環境大学ジオ部

#### ⑤総合討論「ジオパークを活用した地球科学教育」

座長 松原典孝助教授（兵庫県立大）・新名阿津子准教授（鳥取環境大学）  
パネリスト）イリアス・バリアコス氏、目代邦康氏、梶原宏之氏、柚洞一央氏

(3) 交流会（3月7日（土） シンポジウム終了後）

### [3月8日（日）]

#### ○ジオツアー

- ・ ルート（予定）：鳥取環境大学→鳥取駅→鳥取砂丘→岩井温泉→湯村温泉→鳥取駅→鳥取環境大学
- ・ 定員：先着20名

## 関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の見直しについて

平成27年 2月16日  
文化政策課  
観光戦略課  
緑豊かな自然課

関西広域連合では、府県の枠組みを越え、関西を一つとして捉える国際観光・文化振興の戦略的取組の方向を明記した「関西観光・文化振興計画」を策定している（平成24年3月策定）。

現在、平成27年度からの次期計画を策定中で（計画期間：平成27年度～29年度）、これまでに関西広域連合委員会での議論、有識者会議からの意見聴取、パブリックコメントを行い、その作業を進めていたが、このほど最終案が関西広域連合委員会です承された。今後、3月1日に開催される関西広域連合議会に上程され、承認されれば、当計画に基づき取り組んでいく。

### 【新計画の概要】

東京オリンピック・パラリンピック等の開催を、関西の魅力ある多様な観光・文化資源に触れてもらう絶好の機会として捉え、関西への訪日外国人旅行者数800万人等を目指す『2020年（フレフレ）関西！800万人作戦』を新たな目標に、国際観光・文化振興の新たなステージとして戦略的な取組方向を明記した。

#### 1 新たな目標の設定

広域観光圏関西のブランド力、周遊力、滞在力をさらに高めていくため、①関西により多くの外国人観光客に訪れてもらう、②関西により長く滞在してもらう、③関西の文化に触れてもらう、ことで関西ファンの拡大を目指す『2020年（フレフレ）関西！800万人作戦』を新たな目標に設定した。

#### 2 目標達成のための戦略

##### (1) KANSAI を世界に売り込む

・関西の食文化やまんが・アニメ、世界遺産など関西の魅力の世界への発信や他の観光圏からの外国人観光客を関空アウトに誘導する広域ツアールート確立 など

##### (2) 新しいインバウンド市場への対応

・外国人観光客に人気の高い産地グルメ、ショッピング、温泉、和のしつらえなどの積極的なPR、花見や紅葉、地域の祭りなど季節感溢れる関西の魅力をタイムリーに発信し、新たな誘客とリピーター化を図る  
・国のクールジャパン事業と連携し、「和食」や「まんが・アニメ」「ファッション」など関西で体験できる関西クールジャパン事業を展開する  
・瀬戸内海や琵琶湖など船の周遊や、レンタカーで移動して「山陰海岸ジオパーク」や「南紀熊野ジオパーク」などの地質の道、関西の城などを巡る新しい広域観光スタイルの確立 など

##### (3) 的確なマーケティング戦略による誘客

・東アジアの国・地域にはリピーターが求める情報の発信、今後成長が期待できる東南アジア諸国には「身近に行ける関西」をアピールする など

##### (4) 安心して楽しめるインフラ整備の充実

・無料公衆無線LAN整備や観光案内標識、決済環境の整備、ムスリムへの対応 など  
※ムスリム…イスラム教徒

##### (5) 関西文化の魅力発信

・「人形浄瑠璃」「祭り」などの文化芸術資源をテーマでつなぐ「文化の道」事業を展開し、関西の魅力を発信する  
・「関西文化.com」の多言語化や掲載情報の充実  
・「関西文化の日」を通じた関西の文化に親しむ機会の充実 など

##### (6) 関西文化の継承とプラットフォームづくり

・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の振興策の検討  
・次世代継承・人材育成事業の検討実施 など

##### (7) 東京オリンピック・パラリンピック等に向けて

・国とも連携した関西文化プログラムの実施、関西の歴史的周年事業などを発信する関西文化首都年事業の関西各地での実施  
・古典楽劇の上演や障がい者の芸術イベントの情報発信支援 など

# 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

平成27年2月16日  
砂丘事務所

昨年夏に発生した鳥取砂丘海岸での海難事故及び山陰海岸ジオパークの世界再認定を踏まえ、鳥取砂丘の国内外からの利用の増進に向けて基本理念や県の責務等を規定するとともに、遊泳を禁止行為に加えるなど、鳥取砂丘のイメージアップにつながるよう改正をすることとし、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施した。

## 1 パブリックコメントについて

- (1) 実施期間 平成26年12月19日(金)から平成27年1月13日(火)まで
- (2) 意見件数 162件  
回答方法 電子メール6件、電話1件、投書1件、県政参画電子アンケート意見154件
- (3) 応募のあった意見の概要

### ア 改正条例案に関するもの

主な意見	対応方針
追加禁止行為の規定はより具体的なものとすべき。	内容をわかりやすく広報していく。
観光客の安心・安全を確保するため、追加禁止行為に賛成。	観光客の安心・安全を確保するために、禁止行為を追加する。
観光地の魅力が低下するため追加禁止行為に反対。	追加する禁止行為の広報、啓発活動に努める。
実効性を確保するため、追加禁止行為に対する罰則が必要。	罰則は適用しない形とし、追加禁止行為の広報に努める。
罰則よりも、禁止行為の啓発活動に力を入れるべき。	追加する禁止行為の広報、啓発活動に努める。
禁止行為追加後の状況を見極めた上で必要があれば罰則を検討すべき。	禁止行為追加後の状況を見極める。
外国人対応の看板を作る場合、英語表記だけで良い。	世界ジオパークにふさわしいものとなるよう、必要と判断される言語で表記する。
十分な広報、啓発活動が必要。	追加する禁止行為等の広報、啓発活動に努める。

### イ 現行条例に関するもの

主な意見	対応方針
嘘、大袈裟、紛らわしいため、条例名の「日本一」を見直してはどうか。	条例名は適切なものだと考えている。
落書きは禁止しない方がいい。砂丘での楽しみが奪われている。	砂丘を訪れる多くの観光客の期待を裏切らないために景観の維持が必要。
条例の周知が必要。	引き続き、条例の広報、啓発活動に努める。

## 2 県政参画電子アンケートについて

- (1) 実施期間 平成26年12月25日(木)から平成27年1月12日(月)まで
- (2) 対象者 県政参画電子アンケート会員
- (3) 回答者数 389名/489名中(回答率 79.6%)
- (4) 内 容

(単位：件)

項目		回 答		
		賛成	反対	どちらとも言えない
遊 泳	禁 止	賛成 313 (80.5%)	反対 11 (2.8%)	どちらとも言えない 64 (16.5%)
	罰 則	必要 130 (33.4%)	反対 127 (32.6%)	どちらとも言えない 66 (17%)
パラグライダー等の危険な飛行	禁 止	賛成 293 (75.3%)	反対 25 (6.4%)	どちらとも言えない 71 (18.3%)
	罰 則	必要 184 (47.3%)	反対 71 (18.3%)	どちらとも言えない 53 (13.6%)

※比率は全回答者数(389名)に対するもの。

## 3 スケジュール

平成27年2月12日 2月定例会へ条例案付議  
平成27年4月 1日 施行

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

平成27年2月16日

ぐらしの安心推進課

食品営業施設の衛生管理の向上及び食品事故発生時の迅速な対応を図るため、鳥取県食品衛生法施行条例に食品衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）認定制度を導入するなどの改正をすることとし、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施した。

1 意見募集の期間

平成26年12月19日（金）から平成27年1月15日（木）まで

2 応募のあった意見の概要

(1) 意見件数 56件（27名）

回答方法 ファクシミリ等 34件（13名）、説明会 22件（14名）

(2) 意見の概要

ア HACCP認定制度に関すること

主な意見	対応方針
HACCP 認定施設の差別化（付加価値等）を図り、事業者間の競争力を上げるような方針を出してほしい。	条例 HACCP の認定を受けた事業者への優遇措置として、営業許可年限の延長、認定マークの使用、認定書の交付、ホームページ等での公表を行う。
HACCP 認定施設は認定書を掲示したり、県は県内外、海外へのPRを行ってはどうか。また、ホームページ、広告、チラシで宣伝をしてはどうか。	
事業者任せではなく、行政、事業者、消費者一体となって実施していくべき。	鳥取県食品衛生監視指導計画に HACCP の普及推進を盛り込み、事業者及び消費者への周知を図る。
HACCP の導入に当たっては、食品事業者の大幅な負担増にならないよう県としての対応を望む。	認定取得のための支援制度（専門家派遣、施設整備補助等）を設ける予定である。

イ その他（苦情報告義務等）

主な意見	対応方針
事業者への周知等を含め十分な準備をお願いしたい。	Q&Aの作成や各種講習会での周知を行い、報告制度の円滑な運用を図る。
報告方法等について、事業者への過度の負担とならないようお願いしたい。	
プラスチック、金属においても、硬さ及び形状等によっては、直ちに健康被害につながると考えにくい場合でも報告が必要か。	
一部の基準（原材料の検食保存、管理運営要領の作成等）に経過措置を設けてあるが、不要ではないか。	すぐに実施することが困難な内容については、準備期間（半年間）の経過措置を設ける予定である。

3 スケジュール

平成27年2月12日 2月定例会へ条例案付議

平成27年4月 1日 施行

## 平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

平成27年2月16日

くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

この計画は、県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るためのものである。

### 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成27年2月9日（月）から2月27日（金）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

### 2 計画（案）の概要

- (1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施
  - ア 流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
  - イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施
- (2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進
  - ア 条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定 [新]
  - イ 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援 [新]
  - ウ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上
- (3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発
  - ア 出前講座や研修会等を通じた消費者に対する食品衛生の普及啓発
  - イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）
  - ウ 消費者へのHACCPの普及啓発
  - エ 食の安全・安心アドバイザーによる消費者への食品衛生講習の実施

### 3 今後のスケジュール

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 平成27年2月27日まで | パブリックコメント実施           |
| 3月中旬         | 鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討 |
| 3月末          | 策定・公表                 |

## 平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

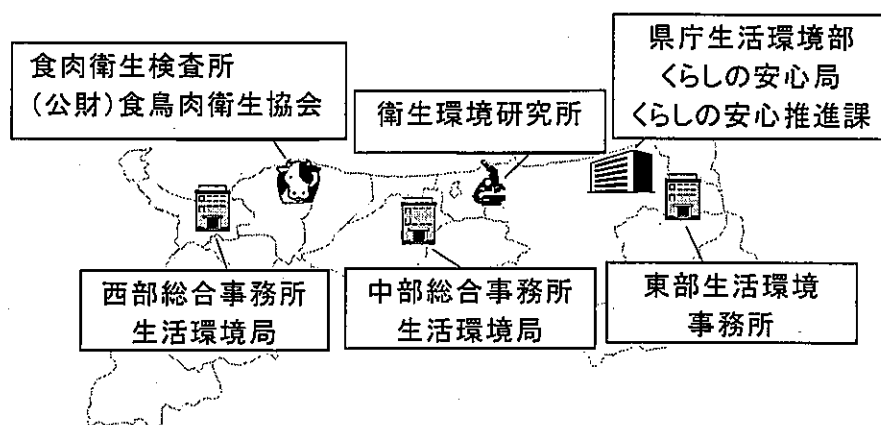
### 1 監視指導の実施体制等

○食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部生活環境事務所、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。

○食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。

○国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。

○農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



### 2 監視指導の内容

#### (1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

○食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)

○食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

#### (2) 食中毒予防対策の強化

○平成25年及び平成26年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス及び自然毒による食中毒の予防対策を重点的にを行います。

##### ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

##### イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

##### ウ 自然毒(毒キノコやフグ毒)食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多く、予防啓発を強化します。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H25	H26
寄生虫(クドア)	—	3
ウェルシュ菌	—	1
黄色ブドウ球菌	1	—
カンピロバクター	2	1
ノロウイルス	1	—
サポウイルス	1	—
動物性自然毒	2	1
植物性自然毒	2	—
寄生虫(アニサキス)	1	—
不明	1	1
合計	11	7

### 3 食品等の収去検査について

○食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。

○消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。

○野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

#### 4 HACCP(ハサップ)の普及推進

○HACCPの推進を強化するため、平成27年4月に食品衛生法施行条例を改正し、HACCP認定制度を新たに導入します。施設に応じた指導や相談対応を行い、HACCPに取り組む事業者の支援を行います。

#### 5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各講習会へ食の安全・安心アドバイザーの派遣を行います。県が候補者に対し養成講習会を実施し、受講者を食の安全・安心アドバイザーとして登録します。出前講座等の依頼に応じて、自治会、保育園保護者会等に派遣し、食中毒予防及び家庭での食品の衛生管理等の講習を行います。
- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

#### 6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食の安全モニターに対し 食の安全・安心に関する幅広い知識を習得していただくため、研修会等を開催するとともに、国等が主催するリスクコミュニケーション事業にも参加していただきます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 重点監視対象施設における主な監視事項の一部

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H24~H26)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設。(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
② 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
③ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
④ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
⑤ 冷凍食品製造施設 ⑥ 食肉製品製造業 ⑦ 清涼飲料水製造業 ⑧ 魚肉ねり製品製造業 ⑨ ゆでがに加工施設	食品の特性から、厳重な衛生管理が望まれる食品の製造施設(広域流通する食品の製造施設等)	2回/年	①製造基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③添加物の適正使用 ④原料及び製品の適正な温度での保管 ⑤適正な表示の確認等 ⑥期限表示の設定根拠の確認 ⑦異物混入防止対策の徹底 ⑧薬品類の適正な管理

